

学 生 自 治 会 会 則

制定 昭和38年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和2年11月9日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岐阜市立女子短期大学学生自治会と称し学内に本部を置く。

(目的)

第2条 本会は会員の自主的総意と会員相互の親和の上に立って、学生生活全般の進歩発展のために努力することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は岐阜市立女子短期大学学生全員とする。

(会員の権利義務)

第4条 本会の会員は第2条の目的達成のため平等の権利を有し、本会会則及び自治会機関の議決事項を厳守する義務を有する。

第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 執行委員 会長1名 副会長2名 書記2名 会計3名
- 2 代議員 各クラス2名

(役員の仕事及び権限)

第6条 各役員の仕事及び権限は次のとおりとする。

執行委員

- 1 会 長 本会を代表して会務を統轄する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長執務不能の場合には、その事務を代行する。
- 3 書 記 会議記録を作成し、会則、役員名簿、通信文書等自治会全般の記録を整理保管する。
- 4 会 計 自治会に関する一切の会計事務をつかさどり、出納簿を記録保管する。また予算原案の作成にあたり、各学期末の学生大会において、収支決算の会計報告を行う。

代議員 クラスを代表する。代議員会に出席し、議事の審議決定に当たる。また議決事項をクラスに報告する。

(選挙)

第7条 自治会役員を選出は別に定める自治会選挙規程による。

(任期)

第8条 役員の仕事は前期(6月～11月)後期(12月～5月)のそれぞれの期間とする。ただし、再選を妨げない。また欠員補充によって就任した者の仕事は、前任者の残務期間とする。

(辞任)

第9条 執行委員が辞任するには全会員の過半数の承認を必要とする。また全代議員の3分の1以上の連署をもって選挙管理委員会に対し役員の仕事要求がなされたときには、これを全会員の投票に付し、その過半数の賛成があれば役員は辞任しなければならない。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会に次の会議を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 学生大会 | 4 選挙管理委員会 |
| 2 代議員会 | 5 クラブ部長会議 |
| 3 執行委員会 | |

(学生大会)

第11条 学生大会は本会最高の議決機関である。

- 2 学生大会は会長が招集する。
- 3 学生大会は会員全員が出席するもので、会長が必要と認めた場合開催する。ただし、次の場合には臨時大会が開かれる。
 - (1) 全会員の3分の1以上の要求があったとき。
 - (2) 代議員会から要求のあったとき。
- 4 学生大会は全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。また大会における議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。ただし、本会会則及び選挙規程の改正にあたっては出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 5 学生大会の議長は代議員会が推薦し副議長は議長が任命する。なお、記録は書記がこれにあたる。
- 6 学生大会の開催の日時、場所及び議題は会長が1週間前に公示することを原則とする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(代議員会)

第12条 代議員会は学生大会に次ぐ本会全般の審議及び議決機関である。

- 2 代議員会は代議員会議長が招集する。
- 3 代議員会は代議員、執行委員全員をもって構成し、年1回定例代議員会を開催する。ただし、次の場合は臨時代議員会を開くことができる。
 - (1) 代議員の3分の1以上の要求があったとき。
 - (2) 会長の要求があったとき。
 - (3) 議長が必要と認めたとき。
- 4 代議員会の決議は、全代議員会の過半数の賛成をもって成立し、可否同数の場合は議長が決める。なお、この場合執行委員は議決権をもたない。
- 5 議長及び副議長は代議員の中より互選され常任とする。なお、書記は執行委員会の書記が兼ねる。
- 6 代議員会は主要事項に関して緊急の場合、学生大会に代わって本会の意志を決定する。ただし、その場合は次回の学生大会において承認を得なければならない。
- 7 代議員会の会議は公開することを原則とする。
- 8 議長は代議員会の開催について、その日時、場所、議題を開催の1週間前までに通告する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 9 代議員会は次の常任委員会を置く。
 - (1) 財務委員会 会計監査を行う。
 - (2) 美化委員会 厚生、風紀、学校の美化をつかさどる。
 - (3) 保健委員会 保健室及び薬品の管理

- 10 代議員会において必要と認められた場合には、適当な委員会が代議員会の使命により組織され、各委員会と代議員会は意志の疎通を図る。

(執行委員会)

- 第13条 執行委員会は、本自治会の総合的な企画、運営の中心であり、最高執行機関である。
- 2 本委員会は執行委員全員をもって構成する。必要に応じて執行委員会を開く。
 - 3 本委員会は、執行委員の出席をもって成立する。
 - 4 本委員会が必要と認める場合には、代議員会議長、副議長及び関係者の出席を求めることができる。
 - 5 本委員会は緊急の場合、代議員会の職務を代行する。ただし、その場合は次回の代議員会の承認を得なければならない。
 - 6 本委員会は大学当局、教育後援会、同窓会と意志の疎通を図る。

(選挙管理委員会)

- 第14条 選挙管理委員は各クラスより2名選出する。選挙管理委員は執行委員選出の業務を行う。

(クラブ部長会議)

- 第15条 クラブ部長会議は、学内のクラブ発展のための協議研究する機関である。
- 2 本会議は、各クラブの部長及び副部長をもって構成し、年に1回以上開催する。
 - 3 本会議は、全クラブ部長の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 議長及び副議長は、部長の中から互選され常任とする。

第4章 課外活動

(クラブの設置)

- 第16条 本会は、課外活動推進のために、文科系クラブ及び体育系クラブを設ける。
- 2 課外活動機関は、第1章第2条に準拠して、文科系クラブは、文科活動の推進に、体育系クラブは、体育活動の推進に当たる。

(結成及び解散)

- 第17条 クラブの結成に関しては、15名以上の部員を必要とする。
- 2 クラブの結成及び解散は、代議員会の承認を必要とする。ただし、解散にあたっては部員が0名になり、顧問から申出があれば解散できるものとする。
 - 3 15名に満たない場合は、同好会として会長に届け出るものとする。

(顧問)

- 第18条 各クラブ又は同好会には、本学専任の教員の中から顧問を置くことができる。

(クラブ部長)

- 第19条 各クラブはクラブ部長及び副部長あるいは、これに該当するものを1名ずつ選出する。
- 2 クラブ部長は、当該クラブ活動に対し責任をもち、クラブ員の指導にあたる。また、自治会会計と連絡をとり当該クラブの会計に関する責任をもつ。
 - 3 副部長は部長を補佐する。

(会長の承認)

- 第20条 次の事項に該当するものは、自治会会長の承認を必要とする。
- 2 予算案作成の時に申請した内訳以外のものにクラブ費を使用する場合、会長に届け出て承認を受けるものとする。
 - 3 対外活動に参加する場合

第5章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第22条 本会の経費は入会金、会費、前年度繰越金、その他の収入をもってこれに充てる。

(予算)

第23条 本会の予算案は、代議員会において審議し、必要に応じクラブ部長の出席を求め説明を聞くことができる。

(支出)

第24条 経費は、予算の範囲内において会計、会長の承認を得て支出するものとする。

(会計業務の一部代行)

第25条 本会会計は、会計業務のうち、事務処理の一部を大学事務局に代行させることができる。

(監査)

第26条 会計監査委員は、第3章第12条第9項に定める財務委員がこれを兼ねる。

(会費)

第27条 会費は1年につき4,000円とし、2年分を一度に納入する。入会金は2,000円とし、入学時に納入する。

2 既納の入会金及び会費は、還付しない。ただし、在学期間が1年を超えずに中途退学した場合は、1年分の会費を還付する。

附則 本会の会則は学長に届け出るものとする。

附則 この会則は令和2年11月9日より施行する。